

宮崎県木材利用技術センターにおける設備の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮崎県木材利用技術センター（以下「センター」という。）における設備（使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号。以下「条例」という。）別表第1に掲げるもの（大会議室を除く。）をいう。以下「設備」という。）の使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可及び条件)

第2条 センターの設備を使用しようとする者は、あらかじめセンターの所長（以下「所長」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により使用の許可を受けようとする者は、設備使用許可申請書（別記様式1）を所長に提出しなければならない。

3 前項の設備使用許可申請書は、使用しようとする日の7日前までに提出するものとする。

4 所長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合するときでなければ、第1項の許可をしてはならない。

(1) 設備の使用時間は午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）であること。

(2) 設備の使用日が、祝日、休日及び12月29日～1月3日を除く月曜日から金曜日までの間にあること。

(3) 申請者が木材産業に関連する企業、団体及び個人等で、新製品の開発等、木材産業の振興に資するのに必要なものであるか、申請者が学校教育法第1条に規定する学校で、教育に必要なものであること。

(4) 自ら販売する製品の生産をするために使用するものでないこと。

(5) 設備の使用に練達した者が作業を行うものであること。

(6) その他、センターの運営に支障がないものであること。

5 所長は、第2項の規定による申請があった場合において、その使用を許可するときは設備使用許可書（別記様式2）により、その使用を許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(使用料)

第3条 設備の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例に定める使用料を設備使用後速やかに納めなければならない。

2 前項の使用料の算定に当たっては、設備の使用時間が1時間未満の時は、その時間は1時間として計算し、使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間として計算するものとする。

(使用者の遵守事項)

第4条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 設備の使用はセンターの担当職員の指示に従って行うこと。

(2) 設備に破損、汚損等がないよう必要な注意を払って使用すること。

(3) 設備は当該設備が存する試験室内で使用するものとし、外部へ持ち出さないこと。

(4) 設備の使用に際して必要な原材料、消耗品等は負担すること。

(5) 設備及び、その他センターの備品等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにセンターの担当職員に連絡し、指示を受けること。

(6) 設備の使用を終了又は中止したときは、当該設備及び試験室内の清掃及び手入を責任を持って行い、担当職員に報告し、点検を受けること。

(設備使用許可の取消し)

第5条 所長は、使用者が次の各号の一つに該当する行為があったときは、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 許可を受けた設備を目的以外の使用に供したとき。
- (2) 許可を受けた設備を善良な注意をもって使用しなかったとき。
- (3) その他、この要綱又は担当職員の指示に従わなかったとき。

2 使用者は、前項の規定により使用を中止した場合であったも、使用料を納めなければならない。

(設備使用中の事故)

第6条 所長は、使用者の設備使用中の事故については、その責を負わない。

(損害賠償)

第7条 所長は、使用者がその責めに帰すべき理由によって、設備並びに試験室及びその附属設備を毀損し又は滅失したときは、当該使用者に対し、その損害を賠償させることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(別記様式1)

宮 崎 県 収 入 証 紙 貼 付 欄					
(証紙が重ならないように貼ってください)					
受付番号					令和 年 月 日 受付
所 長	副 所 長	企画管理課長	担 当 部 長	取 扱 者	
設 備 使 用 許 可 申 請 書					
内 訳		金 額 円			
設 備 名	使 用 目 的	使 用 日 時	単 価	金 額	備 考
		月 日 時 分~ 時 分			
当日設備を使用する者の氏名		経験年数 年 木材加工用機械作業主任者資格の有・無			
令和 年 月 日					
依頼者 住 所 氏 名 (電話番号) (法人にあつては、主たる事務所の所在地 並びに名称及び代表者の氏名)					
宮崎県木材利用技術センター所長 殿					
証 紙 収 納 簿 記 入 済			令和 年 月 日 印		

※使用料については、使用終了後、宮崎県収入証紙により納入すること。

設 備 使 用 許 可 書

殿

宮崎県木材利用技術センター所長 印

令和 年 月 日に申請のあった設備使用許可申請については、宮崎県木材利用技術センターにおける設備の使用に関する要綱の規程により使用を許可します。

なお、設備使用にあたっては、担当者の指示に従ってください。

また、終了後は速やかに使用料を宮崎県収入証紙により納付してください。

受付番号		令和 年 月 日 受付			
内訳		金額 円			
設備名	使用目的	使用日時 月 日 時分~ 時分	単価	金額	備考
当日設備を使用する者の氏名		経験年数 年	木材加工用機械作業主任者資格の有・無		
令和 年 月 日		依頼者 住所 氏名 (電話番号) 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地 並びに名称及び代表者の氏名〕 宮崎県木材利用技術センター所長 殿			
証紙収納簿記入済		令和 年 月 日	印		

※使用料については、使用終了後、宮崎県収入証紙により納入すること。